

2025 年 2 月 12 日

流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故により
被害を受けられた皆さまへ



令和7年1月28日に発生した流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故により被害を受けられた皆さまへ、心よりお見舞い申し上げます。

お客さまからの被害についてのご連絡を下記窓口で承っておりますので、ご案内申し上げます。

宅建ファミリーパートナー 事故受付センター
フリーダイヤル 0120-0810-75
24 時間・365 日受付

災害救助法適用地域でご契約をいただいているお客さまへ

弊社では、令和7年1月28日に発生した流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故により災害救助法が適用された地域で、ご契約をいただいているお客さまを対象に継続（更新）契約の「契約手続き」ならびに「保険料のお支払い」につきまして、一定期間の猶予を設ける等の特別措置を実施いたします。本措置の適用をご希望されるお客さまは、以下の窓口までお申出ください。

※災害救助法適用都道府県（適用市町村）は下記をご参照ください。

宅建ファミリーパートナー お客さま専用窓口
フリーダイヤル 0120-2058-33
受付：平日 9 時～17 時（土日祝日を除く）

記

災害救助法適用 都道府県	適用市町村	法適用日
埼玉県	八潮市（やしおし）	1 月 29 日

以上